# 2018年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2018年11月13日

 上場会社名
 ビート・ホールディングス・リミテッド
 上場取引所
 東証市場第二部

 コード番号
 9399
 URL
 https://www.beatholdings.com

代表 者 (役職名) 最高経営責任者

(氏名) レン・イー・ハン

問合せ先責任者 (役職名) 最高財務責任者 (氏名) レン・イー・ハン

(役職名)経営企画室マネージャー

(氏名) 高山 雄太

四半期報告書提出予定日 2018年11月13日

四半期決算補足説明資料作成の有無:無 四半期決算説明会開催の有無:無 TEL(香港)(852) 3196-3977

TEL (日本) (03) 4570-0741 配当支払開始予定日 —

(千米ドル及び百万円未満四捨五入)

1. 2018年12月期第3四半期の連結業績(2018年1月1日~2018年9月30日)

# (1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年度同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益	
	千米ドル (百万円)	%	千米ドル (百万円)	%	千米ドル (百万円)	%
2018年12月期第3四半期	7,662 (870)	12.2	$\triangle$ 3,891 ( $\triangle$ 442)	-	$\triangle$ 4,475 ( $\triangle$ 508)	-
2017年12月期第3四半期	6,830 (776)	8.2	△1,059 (△120)	-	△1,255 (△143)	-

(注) 包括利益 2018 年 12 月期第 3 四半期: △15,032 千米ドル (△1,707 百万円) 2017 年 12 月期第 3 四半期: 3,046 千米ドル (346 百万円)

	親会社株主に帰属する 四半期純利益		1 株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益	
	千米ドル (百万円)	%	米ドル (円 銭)	米ドル (円 銭)	
2018年12月期第3四半期	△14,933	-	$\triangle 0.74$	-	
	$(\triangle 1,696)$		(△84.04)	(-)	
2017年12月期第3四半期	3,001	-	0.20	0.13	
	(△341)		(22.71)	(14.76)	

(注)「円」で表示されている金額は、2018 年 9 月 28 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値である 1 米ドル=113.57 円で換算された金額です。

#### (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	千米ドル (百万円)	千米ドル (百万円)	%	米ドル (円 銭)
2018年12月期第3四半期	17,078 (1,939)	8,289 (941)	31.8	0.18 (20.44) 0.92
2017年12月期	27,251 (3,095)	18,248 (2,072)	55.4	0.92 (104.48)

(注)「円」で表示されている金額は、2018 年 9 月 28 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値である 1 米ドル=113.57 円で換算された金額です。

(参考) 自己資本 2018 年 12 月期第 3 四半期: 5,423 千米ドル (616 百万円)

2017年12月期:15,101千米ドル (1,715百万円)

#### 2. 配当の状況

		年間配当金					
(基準日)	第1四半期末	第2四半期末	第 3 四半期 末	期末	合計		
	米ドル (円 銭)						
2017年12月期	(-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
2018年12月期	(-)	- (-)	- (-)				
2018年12月期 (予想)				- (-)	- (-)		

(注) 当四半期における配当予想の修正の有無:無

3. 2018年12月期の連結業績予想(2018年1月1日~2018年12月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益	営業利益		
	千米ドル (百万円)	%	(百万円)	%	千米ドル (百万円)	%
通期	12,785 (1,452)	25.8	$\triangle 3,409$ ( $\triangle 387$ )	-	$\triangle 4,103$ ( $\triangle 466$ )	-

	親会社株主に帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	千米ドル % (百万円)	米ドル (円 銭)
通期	△15,544 (△1,765)	$ \triangle 0.92  (\triangle 104.48) $

- (注) 1. 当四半期における業績予想の修正の有無:無
  - 2. 「円」で表示されている金額は、2018 年 9 月 28 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売 買相場の仲値である 1 米ドル=113.57 円で換算された金額です。
- 4. 注記事項(詳細は、添付資料 P2「サマリ情報(注記事項)に関する事項」をご覧下さい。)
  - (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動:無

新規 0社 除外 0社

- (注) 当四半期会計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用:無
  - (注) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無となります。
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式及び優先株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 2018年12月期第3四半期 26,875,814.79株

2017年12月期 15,984,481.79株

② 期末自己株式数 2018年12月期第3四半期 0株

2017年12月期 0株

③ 期中平均株式数 (四半期累計) 2018 年 12 月期第 3 四半期 20,272,654.93 株 2017 年 12 月期第 3 四半期 15,119,300.52 株

- ※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示
  - ・この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外ではありますが、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了しております。
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項 (将来に関する記述等についてのご注意)
  - ・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理 的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能 性があります。

## (参 考1) 国際財務報告基準 (IFRS) による連結業績

1. 2018 年 12 月期第 3 四半期(2018 年 1 月 1 日~2018 年 9 月 30 日)の国際財務報告基準(IFRS)による連結経営成績

	売上髙	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益	EBITDA
	千米ドル	千米ドル	米ドル	米ドル	千米ドル
	(百万円)	(百万円)	(円 銭)	(円 銭)	(百万円)
2018年12月期	7,662	△15,704	$\triangle 0.78$	-	△14,674
第3四半期	(870)	(△1,784)	$(\triangle 88.58)$	(-)	$(\triangle 1,667)$
2017年12月期	6,830	2,267	0.15	0.10	3,104
第3四半期	(776)	(257)	(17.04)	(11.36)	(△353)

- (注) 1. 「円」で表示されている金額は、2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=113.57円で換算された金額です。
  - 2. 当社の IFRS に基づく連結財務諸表に関する EBITDA は、支払利息、税額、減価償却費及び 償却費控除前の利益(損失)です。
- 2. 2018 年 12 月期の国際財務報告基準 (IFRS) による連結業績予想 (2018 年 1 月 1 日~2018 年 12 月 31 日)

	売上高	EBITDA	親会社株主に 帰属する 当期純利益
	千米ドル (百万円)	千米ドル (百万円)	千米ドル (百万円)
通期	12,763 (1,449)	$\triangle$ 13,417 ( $\triangle$ 1,524)	$\triangle 15,779 \\ (\triangle 1,792)$

- (注) 1. 「円」で表示されている金額は、2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=113.57円で換算された金額です。
  - 2. 当社の IFRS に基づく連結財務諸表に関する EBITDA は、支払利息、税額、減価償却費及び 償却費控除前の利益(損失)です。
  - 3. 上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

# 国際財務報告基準 (IFRS) と日本の会計基準 (日本 GAAP) における純損益の差異について

#### 1) のれん

日本 GAAP では、のれんを 20 年を上限とする期間で償却することを義務付けております。当社グループののれんは、定額法にて 5 年から 20 年間で償却されております。

国際会計基準 (IAS) 36 の下では、2004 年 3 月 31 日以降に買収した子会社に関するのれんは償却されず、少なくとも年一回以上の減損テストを行います。

#### 2) のれんの減損及び一括償却

IFRS で固定資産(のれん及び無形資産を含む。)の減損判定の際に行われる割引キャッシュ・フローの方法に加え、日本 GAAP では、買収した子会社の純資産の回復可能性の検討が行われ、これに伴い、日本 GAAP においては追加的なのれんの一括償却が発生することがあります。

## 3) 株式交付費

日本 GAAP では、株式交付費は支出時に費用処理を行うか、又は資産計上し3年を上限とする期間でこれを償却することが義務付けられております。

IFRS では、新株発行に直接的に起因する外部費用は、資本の控除(税引き後)項目として表示されます。

#### 4) 上場関連費用

日本 GAAP では、上場関連費用は支出時に費用処理を行うことが義務付けられております。 IFRS では、新株発行に際して上場に直接的に起因する外部費用は、資本の控除(税引き後)項目とし て表示されます。

#### 5) 株式報酬

日本 GAAP の下では、2006 年 5 月 1 日以前に発生した株式による報酬取引に対する特定の会計基準 はありませんでした。2006 年 5 月 1 日以降に発生する株式による報酬取引については、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用も含む報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることが要求されます。

IFRS 第2号では、株式による報酬取引の会計は、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用を含む、株式による報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることを要求しております。株式による報酬取引は付与日の時価によって測定されることとなります。測定された当該時価は償却期間中の株価変動の影響を受けず、権利確定期間に渡って定額法に基づき償却を行っていきます。なお、当該IFRS 第2号を2005年1月1日に開始する会計年度より前に適用した場合は、当該事実を開示する必要があります。

#### 6) 償還可能優先株式

日本 GAAP では、2014年8月に発行されたA種優先株式は、償還が可能となっておりますが、資本として計上されます。IFRS では、当該A種優先株式は公正価値にて負債として計上されます。公正価値の変動は、損益計算書にて調整されます。

#### 7) 新株予約権

日本 GAAP では、ストック・オプション等として、当該ストック・オプション等の付与時の価値を公正な評価額で認識することが求められております。ストック・オプション等に係る意図及び条件の変更がない限り、ストック・オプション等の価値は再評価されません。新株予約権の行使に伴い株式が発行された場合、予約権として計上されている部分は、資本剰余金として再分類されます。

IFRSでは、当該ストック・オプション等の付与時の価値として測定された公正価値は、オプション負債として認識されます。オプション負債は各報告期間の末日に再評価されその評価差額は、公正価値の変動として損益認識されます。新株予約権の行使に伴い株式が発行された場合、オプション負債として計上されている部分は、資本剰余金として再分類されます。

## 8) 関係会社株式

日本 GAAP では、持分法を適用した日に関係会社の貸借対照表において認識された資産及び負債の公正価値を測定し、当該関係会社の純資産は公正価値に調整されます。取得原価が当該関係会社の調整後純資産を超える部分は、のれんとして計上され、20 年以内に償却されます。一方、当該関係会社の調整後純資産が取得原価を超える部分がある場合は、負ののれんとして認識され、損益勘定を通して、持分法による投資利益として認識されます。

IFRS では、関係会社の持分は持分法が適用され、当初は取得原価で認識されます。関係会社の認識可能な資産及び負債の純公正価値のうち当社グループの持分が、投資額を超える部分は、のれんとして計上されます。のれんは、投資額の帳簿価格に含まれます。認識可能な資産及び負債の純公正価値のうち当社グループの持分が、取得原価を超える部分がある場合は、損益勘定を通して、関係会社株式の公正価値の評価益として認識されます。

(参 考 2) 連結子会社 (GINSMS Inc.) の 2018 年 12 月期第 3 四半期の業績 (要約損益計算書) について

当社の連結子会社である GINSMS Inc. (以下、「GINSMS」といいます。) の 2018 年 12 月期第 3 四半期の要約連結損益計算書は以下のとおりです。

GINSMS が 2018年11月12日付(現地時間)でカナダの情報開示システム SEDAR (http://www.sedar.com/) にて開示したニュース・リリース"GINSMS ANNOUNCES FINANCIAL RESULTS FOR THE THREE AND NINE MONTHS ENDED SEPTEMBER 30, 2018"「GINSMS の 2018年12月期第3四半期の財務結果に関するお知らせ」からの抜粋となります。

GINSMS の 2018 年 1 月 1 日  $\sim$  2018 年 9 月 30 日の財務情報は、国際会計基準審議会(IASB)が策定する国際財務報告基準 (IFRS) に従い作成されております。

#### GINSMS の要約連結損益計算書:

2.61.60 文本之相及監計外目:				
通貨:カナダドル	自 2018 年	自 2017 年	自 2018 年	自 2017 年
負数:() 内にて表示	7月1日	7月1日	1月1日	1月1日
貝数:() 門にて衣小	至 2018 年	至 2017 年	至 2018 年	至 2017 年
	9月30日	9月30日	9月30日	9月30日
	(未監査)	(未監査)	(未監査)	(未監査)
売上高				
A2P メッセージング・サービス	622,327	1,610,352	3,348,991	4,582,962
ソフトウェア製品・サービス	308,014	287,529	920,219	843,917
	930,341	1,897,881	4,269,210	5,426,879
売上原価				
A2P メッセージング・サービス	560,670	1,460,254	3,084,904	4,216,796
ソフトウェア製品・サービス	234,246	304,424	704,731	641,631
	794,916	1,764,678	3,789,635	4,858,427
	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
売上高総利益				
A2P メッセージング・サービス	61,657	150,098	264,087	366,166
ソフトウェア製品・サービス	73,768	(16,895)	215,488	202,286
	135,425	133,203	479,575	568,452
	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	·
売上高総利益率%				
A2P メッセージング・サービス	9.9%	9.3%	7.9%	8.0%
ソフトウェア製品・サービス	23.9%	(5.9)%	23.4%	24.0%
	14.6%	7.0%	11.2%	10.5%
調整後 EBITDA(1)	(223,290)	2,346	(568,187)	(215,252)
調整後 EBITDA 率%	(24.0)%	0.1%	(13.3)%	(4.0)%
純利益	(359,215)	(166,997)	(922,048)	(817,658)
売上高純利益率%	(38.6)%	(8.8)%	(21.6)%	(15.1)%
1株当たり純利益(純損失)	(0.002)	(0.001)	(0.006)	(0.006)
潜在株式調整後1株当たり	NT/A	NT/A	NT/A	NT/A
純利益(純損失)	N/A	N/A	N/A	N/A

- (1) 調整後 EBITDA は、IFRS のもとでは標準化された意味を持たず IFRS に基づかない指標です。調整後 EBITDA は、税引き前、減価償却前及びのれんの償却前(売上原価及び販売費及び一般管理費に含まれる)並びに利息費用を除外した現金収入に係る指標として定義されております。また、調整後 EBITDA は、特定の経常外費用及び現金支出を伴わない費用を除外しております。IFRS に基づかない当該指標は、IFRS のもとでは認識されておりません。そのため、株主の皆様においては、当該指標が IFRS に従い決定される純利益に代わるものとして解釈されるべきではないことをご注意ください。また、提示される IFRS に基づかない当該指標は、その他の発行会社により提示される類似した指標と比較し難いと考えております。当社としては、調整後 EBITDA は、当社が、運転資金、利息及び負債の支払い、また将来の成長のための資金として使用できる事業から得られる現金を測定する有益な財務指標であると考えております。
- (2) 参考として、2019 年 9 月 28 日現在のカナダドルと日本円の為替レート (株式会社三菱 UFJ 銀行の外国為替相場(仲値))は、1 カナダドル=87.15 円、また米ドルとカナダドルの為替レート (South China Morning Post より) 1 米ドル=1.30 カナダドルです。

# ○添付資料の目次

86円賃付の日代 1.サマリ情報(注記事項)に関する事項	
(1)当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	2 -
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無	2 -
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	2 -
(4) 追加情報	2 -
(5) その他	2 -
これより以下の情報は、別紙「財務諸君	長」をご参照ください。
2. 四半期連結財務諸表等	
(1)四半期連結貸借対照表	
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	
【第3四半期連結損益計算書】	
【第3四半期連結包括利益計算書】	
注記事項	
継続企業の前提に関する事項	
追加情報	
(四半期連結貸借対照表関係)	
(セグメント情報)	
(1株当たり情報)	
(重要な後発事象)	

3. その他 ......- - -

## 1. サマリ情報(注記事項)に関する事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 該当事項はありません。
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無該当事項はありません。
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 該当事項はありません。
- (4) 追加情報 該当事項はありません。
- (5) その他
  - (a) 当社グループの再編

当社の2017年12月22日付プレス・リリース「当社グループの再編について」(注)にて、当社の子会社である新華ファイナンス・ジャパン株式会社(現在のビートホールディングスジャパン株式会社、以下「BHJ」といいます。)、新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(上海)(以下「XFNSH」といいます。)及び新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(北京)(以下「XFNBJ」といいます。)の持分、並びに当社の持分法適用会社である北京華声・ファイナンシャル・インフォ・アンド・テック・カンパニー・リミテッド及び北京華声・ファイナンシャル・インベストメント・カンパニー・リミテッド(以下、総称して「関連会社」といいます。)の持分をどちらも当社グループの子会社である新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(以下「XFNHK」といいます。)から、新華ホールディングス(香港)リミテッド(以下「XHLHK」)に譲渡した上で、XFNHK及びその子会社として残るGMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド(以下「GMS」といいます。)を売却し、関連会社を清算する予定であることをお知らせしました。

その後、中国での手続きに予想以上の時間が掛かり XFNSH の持分を XFNHK から XHLHK に譲渡する手続きがまだ完了しておらず(その他の子会社である BHJ 及び XFNBJ、並びに関連会社の持分の譲渡手続きは完了しております。)、当該譲渡手続きが完了する時期を予測するのも難しい状況です。また、関連会社の清算手続きが完了するまでには、後  $1\sim2$  年はかかる見込みです。

上記の当社グループの再編のうち、子会社及び関連会社の持分の XFNHK から XHLHK への譲渡が当社 の業績に与える重要な影響はありません。また、当社の子会社の売却及び関連会社の清算が当社の業績 に与える影響については、確定次第お知らせいたします。

- (注) 詳細は、当社ウェブサイト (アドレス https://www.beatholdings.com/press-releases/) に掲載の 2017 年 12 月 22 日付 IR 情報 (適時開示資料)「当社グループの再編について」をご参照ください。
- (b) 第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付買取契約の締結

2018年10月9日、当社の取締役会は、第三者割当により、マッコーリー・バンク・リミテッド(以下「マッコーリー」といいます。)に対して2種類の行使価額修正条項付新株予約権(以下、総称して「本新株予約権」といいます。)を以下のとおり発行すること及び本新株予約権に関して下記に記載するコミットメント条項等を規定するコミットメント条項付買取契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を決議し、本買取契約を同日付で締結すると共に、2018年10月10日に本新株予約権を発行しました。

(1)	割当日	2018年10月10日
(2)	発行新株予約権数	合計 13,000,000 個 (本新株予約権 1 個につき 1 株) 【内訳】 シリーズ1 新株予約権: 6,500,000 個 (シリーズ1 新株予約権1 個につき 1 株)
		シリーズ2新株予約権:6,500,000 個(シリーズ2新株予約権1個につ き1株)
(3)	発行価額	合計 26,000 千円 【内訳】 シリーズ 1 新株予約権 1 個当たり 3 円 (総額 19,500 千円)
		シリーズ2新株予約権1個当たり1円(総額 6,500 千円)
(4)	当該発行による潜 在株式数	合計: 13,000,000株 (本決議日である 2018年 10月9日現在の発行済普通株式総数に対する割合: 48.78%) 【内訳】
		シリーズ 1 新株予約権: 6,500,000 株 (本決議日である 2018 年 10 月 9 日現在の発行済普通株式総数に対する割合: 24.39%)
		シリーズ 2 新株予約権:6,500,000 株(本決議日である 2018 年 10 月 9
		日現在の発行済普通株式総数に対する割合:
		24. 39%)
		なお、株価の変動により行使価額が修正された場合でも、本新株予約権に
		かかる潜在株式数は原則として 13,000,000 株(シリーズ 1 新株予約権に
		つき 6,500,000 株及びシリーズ2新株予約権につき 6,500,000 株) で一定
		ですが、当社が時価以下で株式を発行することにより行使価額が調整され
		る場合や株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合その他の
		発行要項に定める事象が発生した場合には潜在株式数が調整される場合 があります。
(5)	資金調達の額 (新株	合計 2, 434, 854 千円 (差引手取概算額)
	予約権の行使に際	【内訳】
	して出資される財	シリーズ 1 新株予約権:1, 223, 927 千円(差引手取概算額)
	産の価額)	シリーズ2新株予約権:1,210,927 千円(差引手取概算額)
		資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出
		資される価額(当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場
		合)を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行
		使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は
		増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行わ
		れない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は 減少します。

# (6) 行使価額及び行使 価額の修正条件

## 【1】シリーズ1新株予約権

行使価額及び修正条件:

- ①当初行使価額(決議日の直前取引日の株価の終値):187円
- ②行使価額は、シリーズ1新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます(端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。)。但し、行使価額は当初行使価額の50%に相当する額である94円が下限額となっており、同額より低くなる場合には同額が行使価額となります。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。

(2018年10月5日現在の株価を踏まえた)行使の際の払込価額:1,215.5百万円

# 【2】シリーズ2新株予約権

行使価額及び修正条件:

- ①シリーズ2新株予約権は、シリーズ1新株予約権が全てが行使され、 当社により取得され、あるいは、その他の理由で存在しなくなった日 (以下「シリーズ1新株予約権全部完了日」という。)以後で行使可 能となります。
- ②当初行使価額(決議日の直前取引日の株価の終値):187 円。行使価額はシリーズ 1 新株予約権全部完了日に同日の終値に変更され、下記③で記載する修正がされない限り、同額で固定されます。
- ③また、当社の取締役会が決議し保有者に通知した場合、当該通知日から3取引日目(同日を含む。)以降、行使価額は、シリーズ2新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます(端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。)。
- ④但し、②及び③の行使価額に関しては当初行使価額の50%に相当する額である94円が下限額となっており、同額より低くなる場合には同額が行使価額となります。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。

(2018年10月5日現在の株価を踏まえた)行使の際の払込価額:1,215.5 百万円

(7) 募集又は割当 方法(割当先)

第三者割当の方法により、マッコーリーに割り当てます。

### (8) コミットメント条 項

本買取契約に基づき、当社は、マッコーリーに対して最低1日前に書面にて通知することにより、本新株予約権の行使期間中に、株式買入保証期間を設定することができ、マッコーリーは、同期間中に、最低でも10億円(または、各行使請求書類の交付日の直前日の為替レートを基準に算出される香港ドル相当額)分の本新株予約権を行使することを保証します。株式買入保証期間は、20「適格取引日」(下記に記載する要件を充たす取引日)から構成されます。

但し、(i)ある株式買入保証期間の初日において上記の金額を下回る本新株予約権が残存する場合には、マッコーリーは、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、(ii)ある株式買入保証期間中に、行使期間の末日、本買取契約に基づく本新株予約権の取得事由が到来する場合、マッコーリーは当該時点において上記の金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務を負わないものとされます。

最初の株式買入保証期間の完了後、前の株式買入保証期間の終了から次の株式買入保証期間の開始まで最低5取引日経過していることを条件に、最低1日前に書面にて通知することにより、当社は更に本新株予約権の株式買入保証期間を設定することができます。以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は「適格取引日」としてカウントされます。株式買入保証期間が継続中に、当社が、下記「(14)エクイティ性証券の発行に関する条項」に記載する例外事由のいずれかにしたがって、株式または証券の発行を公表し、または決定した場合、当該株式買入保証期間は直ちに失効します。

以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は適格取引日としてカウントされます。

- (i) 当社の株価が、①本シリーズ 1 新株予約権が残っている間は下限行使価額を 10%超上回っていること、あるいは、②本シリーズ 2 新株予約権のみが残っている間で、(x)本シリーズ 2 新株予約権の行使価額が本シリーズ 1 新株予約権の行使完了日の終値で固定されている間は同額、若しくは、(y)本シリーズ 2 新株予約権の行使価額が各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正された場合には下限行使価額を、それぞれ 10%超上回っていること;
- (ii) 当社の株価が直前の終値に比べ10%以上下落していないこと;
- (iii) 有効に行使された日から3取引日以上、当該行使によって発行される株式が引渡されていないような本新株予約権が存在していないこと;
- (iv) 株式買入保証期間中のいかなる行使も制限超過行使と見なされず、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。)第11条第1項本文所定の制限に抵触しないこと;
- (v) 当該取引日が当社が要請する行使不可期間(下記で定義します。)ではない こと:
- (vi) 当社によって行使拒否権 (下記で記載する行使拒否権を指します。) が行使 されていないこと;
- (vii) 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに重要な点で表明保証時点において誤りがある場合又は重要な点で不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合に該当しないこと;
- (viii) 本買取契約に基づく当社の義務に重大な不履行がないこと;
- (ix) 当該取引日における当社の株式の日次の取引高が 200 百万円を超えている こと;並びに

		(x) 市場内外で混乱の事象が当該取引日のどの時点においても生じていないか、又は継続していないこと。
		株式買入保証期間は、当社がその設定を通知した日の直後に来る最初の「適格取引日」(上記条件が全て満たされた取引日)より開始され、「適格取引日」が20日経過するまで継続するものとします。
(9)	譲渡制限及び行使 数量制限の内容	本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリーは当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリーからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約のマッコーリーとしての権利義務の一切を承継することとなります。
		当社とマッコーリーは、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第1項、同施行規則第 436 条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリーが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。) を制限するよう措置を講じます。
		具体的には、
		①マッコーリーが制限超過行使を行わないこと、
		②マッコーリーが本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、 本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行 うこと、
		③マッコーリーが本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、
		④マッコーリーは、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、
		⑤当社はマッコーリーによる制限超過行使を行わせないこと、
		⑥当社は、マッコーリーからの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社とマッコーリーが合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意します。
(10)	行使不可期間に関 する条項	当社は、本買取契約に基づき、1取引日前に通知することにより、行使できない期間(以下「行使不可期間」といいます。)を設定することができます。行使不可期間の上限は20取引日とする。マッコーリーは当該行使不可期間中に行使を請求することができません。当社は、マッコーリーに書面により通知することにより行使不可期間をいつでも期限前に終了させることができます。ただし、当社は、行使不可期間中に新た行使不可期間を通知することはできません。
(11)	行使拒否権に関す る条項	当社は、本買取契約に基づき、(i)本新株予約権の30%の行使を完了した後、又は、(ii)行使請求が発行済普通株式数の1%超に係る場合、電子メールにより、当該行使を拒絶するかあるいは当該行使請求に記される行使数を減らすこと請求することができます。適用法規に従い、マッコーリーは、本新株予約権の行使により取得した当社の株式を市場外にて売却、譲渡又は処分する意向がある場合、事前に当社に知らせ、当社に当該売却、譲渡又は処分を拒否することができる十分な機会を与えることに同意します。

(12)	買戻し	当社は、取締役会決議により本新株予約権につき、いつでも、3取引日前 に通知することにより、その発行価額を支払うことで買い戻す権利(以下 「コールオプション」といいます。)を有します。
(13)	先買権に関する条項	当社は、本買取契約に基づき、①本新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社がマッコーリーの保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月が経過する日までの間に、行使価額修正条項や行使による当社普通株式の取得を含むがこれらに限定されない条件面において本新株予約権に類似する新株予約権を当社が第三者に対し発行しようとする場合には、当社が当該第三者に対する新株予約権の発行に合意する前に、マッコーリーに対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務があり、マッコーリーが当該新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、マッコーリーに対して同条件にて当該新株予約権等を発行することに合意します。但し、①当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタント、投資家又は債権者を対象として、株式又はストック・オプションを発行する場合、及び、②当社が他の事業会社又は個人との間で行う業務上の提携・与信枠の設定(既存の提携・与信枠の設定に限らず、新規又は潜在的な提携・与信枠の設定(既存の提携・与信枠の設定に限らず、新規又は潜在的な提携・与信枠の設定が他の事業会社又は個人との間で行う業務上の提携を発行する場合(当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限りません。)には、適用されません。
(14)	エクイティ性証券の発行に関する条項	当社は、本買取契約に基づき、本新株予約権が残存する間、当社はマッコーリーの事前の書面による同意がない限り、(1)株式、新株予約権、またはその他の証券で保有者が株式あるいは新株予約権に転換あるいはこれらを取得する権利を付与するようなものの発行、(2)保有者が株式あるいは株式の引受や購入あるいはこれらに転換することができる証券を取得する権利あるいはオプションの付与、並びに、(3)上記(1)及び(2)に関する契約の締結をしないことに合意します。ただし、①(a)当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタントに対して株式又はストック・オプションを発行する場合、あるいは、(b)金融機関ではない投資家又は債権者に対して株式を発行する場合、及び、②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。)にはこの限りではない。なお、当社は、買い戻し権を有しているため、例えば、マッコーリーから本新株予約権を全て買い戻すことにより、株式に転換又は交換できる証券を第三者に割り当てることは(ただし上記先買権の適用を受けます)可能です。
(15)	調達資金の使途	暗号メッセンジャー及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発。これらの事業の詳細は、当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.beatholdings.com/press-releases/)に掲載の2018年10月9日付IR情報(適時開示資料)「第三者割当による2種類の修正条項付新株予約権の発行並びにコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。